

意見書への回答

(ご意見)

選挙会場について、会場には、立候補者の名前と政党名しか情報がない。顔写真も公約さえも情報がない。これで若者が投票に来てどう思うか、知り合いだけの選挙としか思えない。

今帰仁がもっとよい村にするなら、立候補者の情報を会場に表示しないのはおかしいと思う。

(他のところでは情報公開はあたりまえでした。)

(回答)

別紙掲載

受付日 令和 7年 7 月1日

掲載日 令和 7年 8 月4日

揭示期間 令和 7年 8月 18日迄

選挙の投票所での掲示について

ご意見ありがとうございます。今帰仁村選挙管理委員会より回答します。

公平公正な選挙を保証するため、投票所内には選挙運動にかかわるものを掲示することが禁止されています。

選挙運動の禁止区域は、公職選挙法第166条の4（公的機関の選挙運動の制限）や公職選挙法第225条（選挙運動の禁止場所）において規定されており、日本全国の各投票所はこれらに則って投票所の設置・管理を行っています。

上記、投票所内での選挙運動の禁止に加えて、公平公正な選挙執行のために選挙管理委員会は中立性の確保が求められています。顔写真や公約などでは候補者に対する「指示」、「誘導」にあたる可能性があり、投票所が「中立な場」である必要性から特定候補者に有利となる情報表示は避ける必要があります。

加えて、有権者は選挙公報や選挙ポスター、SNS、街頭演説などを通じて事前に情報を収集・判断することが投票の前提としてあります。そのため、投票日当日・会場では「すでに判断を終えた状態」で投票に臨むことが求められています。

最後に、立候補者の名前と政党について掲示しているのは、公職選挙法第175条第1項（投票記載所の氏名等の掲示）にて投票の記載をする場所その他適当な箇所に候補者名を掲示することが規定されているからです。選挙の種類によって候補者名以外に入る情報が党派か届出政党等の名称及び略称に変わることがあります。

以上の事から、投票所内には立候補者の名前と政党しか情報を掲示しておりません。ご理解のほど、よろしくお願いします。

なお、投票所内には上記の通り、必要以上の情報の掲示等ができませんが、投票所の外には選挙公報が準備でき次第、どなたでも閲覧できるように設置しております。